

学校いじめ防止基本方針

長崎県立大村工業高等学校

1 趣 旨

いじめは、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、どのような社会にあってもいじめは、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で、行きわたらせることが重要である。

このため、本校では、教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組み、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するため「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義と態様

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの態様は、以下のようなものがある

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ対策委員会

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員によって構成する「いじめ対策委員会」を置く。

(1) 構成

- ・校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導部主任、相談部主任、保健体育部主任、養護教諭学科主任代表、各学年主任（該当の学級担任、副担任、部活動顧問等）
- ・必要に応じてスクールカウンセラー、育友会役員、学校評議員等の外部専門家や地域関係者が参加する。

(2) 役割

- ・基本方針の策定
- ・具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・情報の収集と記録、共有
- ・いじめへの組織的対応の中核
- ・その他

(3) 開催

- ・学期に1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

4 いじめの防止

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる生徒の自己指導能力の育成が大切である。

- (1) いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心とした指導体制を確立する。
- (2) 研修等を実施して、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。
- (3) すべての教育活動を通して、社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。
- (4) 「長崎っ子の心を見つめる習慣」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を実践する。
- (5) 生徒が自主的に行ういじめ防止に関する生徒活動を指導・支援する。
- (6) 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者・地域との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。

5 いじめの早期発見

いじめの早期発見のために、日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係を構築することに努め、生徒の小さな変化や危険信号を敏感に察知し、いじめを見逃さないようアンテナを高く保ち、生徒に関する情報を全職員で共有する

- (1) 生徒のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有できる工夫（5W1H気づきメモなど）を行う。
- (2) 生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個人面談等を実施し、きめ細やかな把握に努める。
- (3) 教育相談体制の充実に向け、スクールカウンセラーなど、学校内外の専門家の活用を図る。
- (4) 相談部専用アドレスを設けて電子メールによる相談を可能にし、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止める体制をつくる。
- (5) 学校以外の相談機関等の窓口について、周知や広報を断続して行う。

6 いじめに対する措置

いじめを発見した時は、解決に向けて一人で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を迅速に指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- (1) いじめ、またはその疑いがある行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- (2) 生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、速やかに事実の確認を行う。
- (3) 発見・通報を受けた教職員一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり組織的に対応する。
- (4) いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒に対しては、教育的配慮の下、特別指導の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、断続的な助言を行う。
- (5) いじめに同調していた生徒や傍観していた生徒に対して、いじめを抑止するよう、あるいは誰かに相談する勇気を持つよう指導する。互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。
- (6) いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。
- (7) ネットの不適切な書き込み等については、直に削除する措置をとる。必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携をとる。